

BSEに関する肥料の規制について

- I 肥料の概要
- II 牛の部位を原料とした肉骨粉等の肥料利用について
- III 牛の部位を使用した肥料の規制見直し

平成 26 年 2 月

農林水産省

I 肥料の概要

肥料とは？

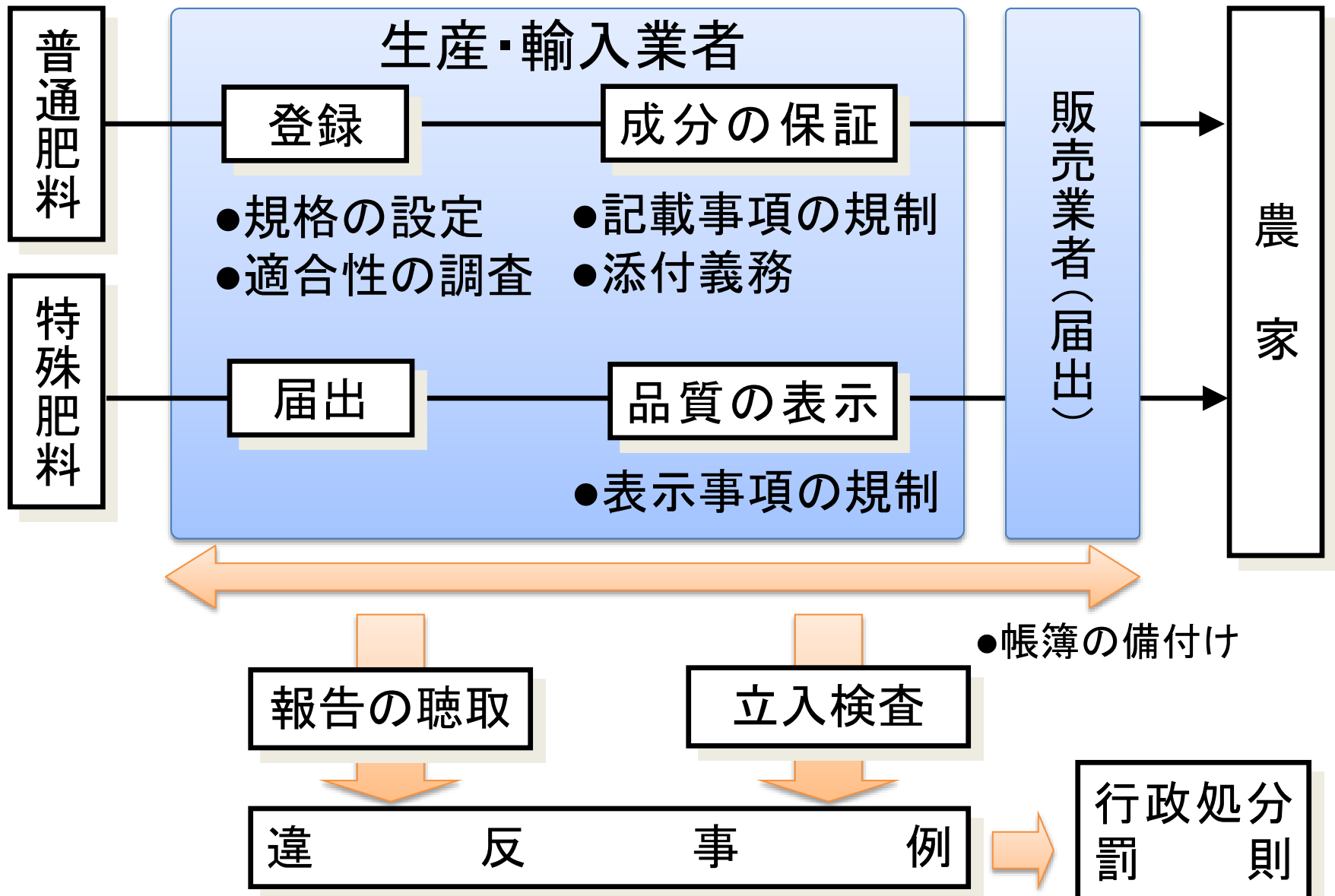
植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため、

- 土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物
- 植物の栄養に供することを目的として植物に施される物

肥料取締法の目的

- 肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、
- 肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、
- もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること
(肥料取締法第1条)

肥料の規制の仕組み



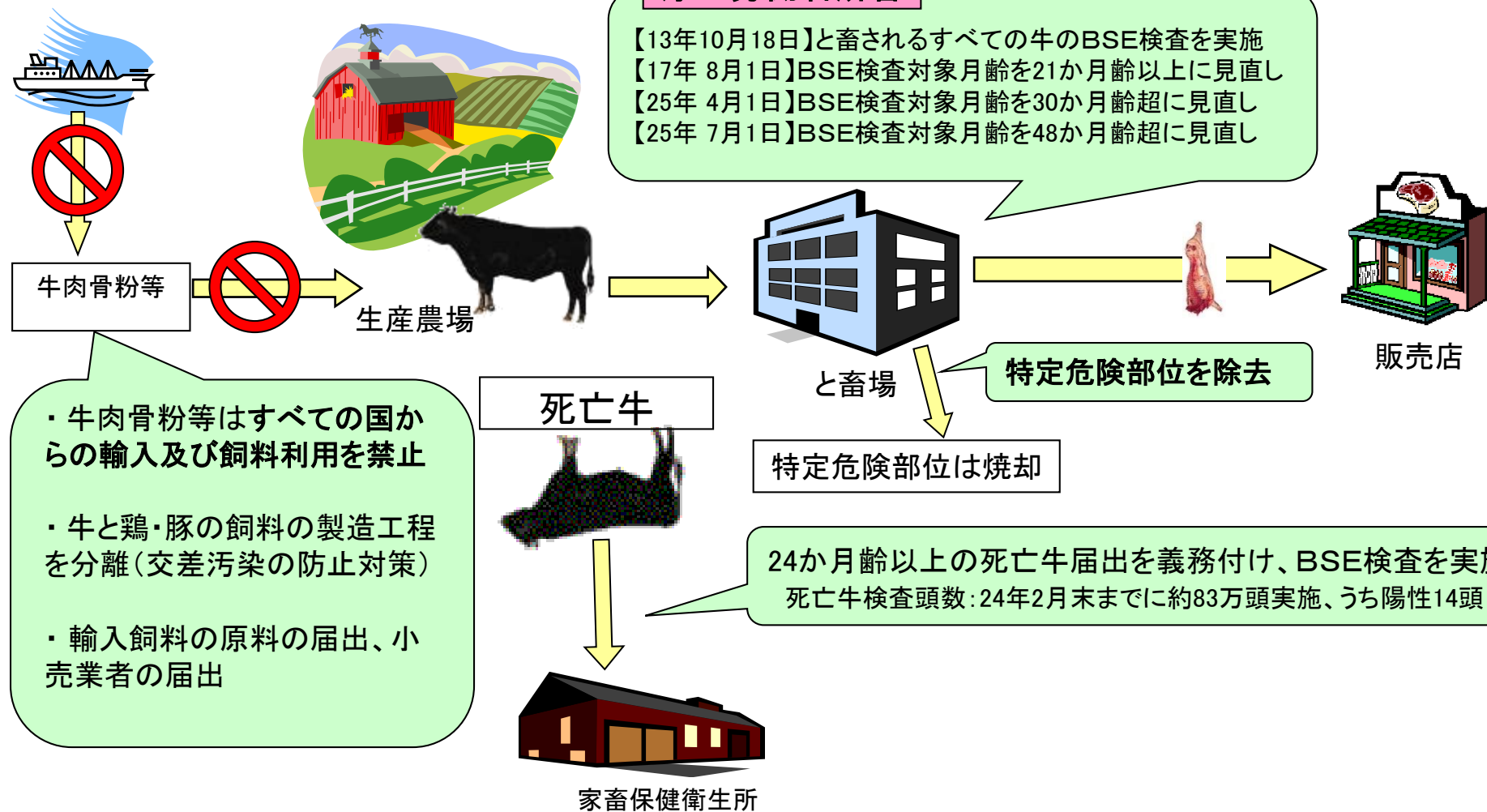
Ⅱ 牛の部位を原料とした肉骨粉等の 肥料利用について

我が国におけるBSE対策の実施状況

- と畜場における**特定危険部位の除去**及びBSE検査
- 牛肉骨粉等の飼料としての給与を禁止する**飼料規制**の徹底
- 24か月齢以上の**死亡牛**についての**届出義務**とBSE検査

厚生労働省所管

【13年10月18日】と畜されるすべての牛のBSE検査を実施
【17年8月1日】BSE検査対象月齢を21か月齢以上に見直し
【25年4月1日】BSE検査対象月齢を30か月齢超に見直し
【25年7月1日】BSE検査対象月齢を48か月齢超に見直し



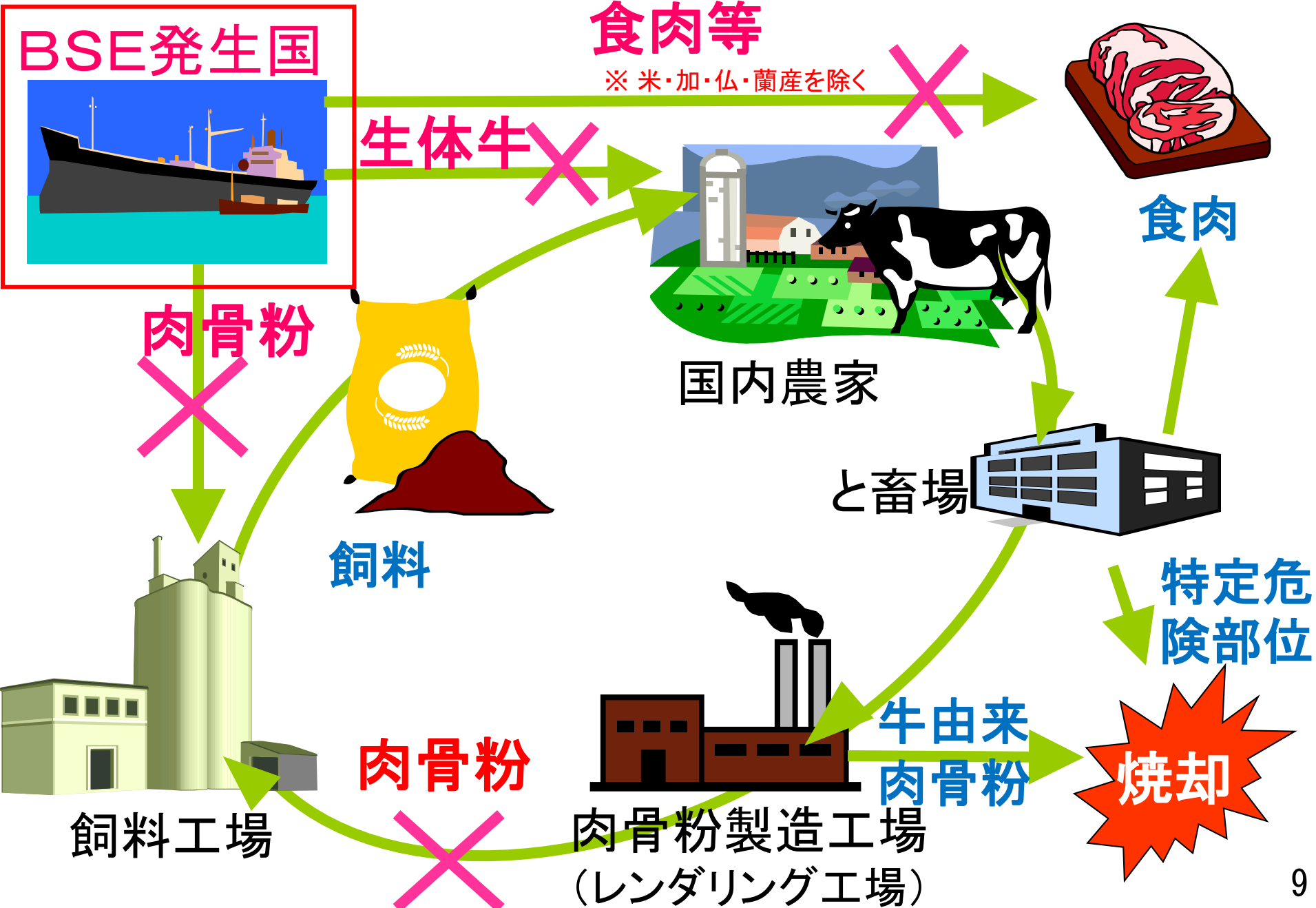
我が国の飼料規制

飼料規制の基本的考え方

- (1) BSEの**感染源となりうるもの**の飼料への利用を規制し、BSEの発生サイクルを遮断
 - 肉骨粉、動物性油脂等の**牛用飼料**への利用**禁止**

- (2) 牛用飼料とその他の飼料の**分離**
 - 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

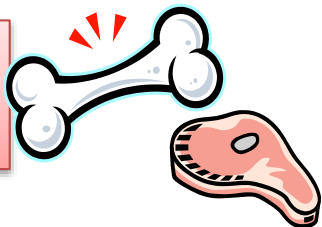
(参考) BSEの発生サイクルの遮断



Ⅲ 牛の部位を使用した肉骨粉等 の規制見直し

牛由来副産物の肥料原料としての利用

骨・くず肉などの
非可食部位



加熱処理

肉骨粉等



肥料用肉骨粉等を原料とした栄養補強飼料が一部流通していることが判明したため、BSE発生後は肥料利用も含めて**停止**

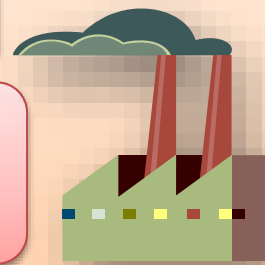
BSE発生前

リン酸に富む
有機質肥料として**有効利用**



BSE発生後

全量が**焼却処分**



- 焼却灰の発生
- 処理経費の負担
- 地球温暖化への影響

肥料用の牛肉骨粉の利用再開の検討

- 飼料規制や特定危険部位の分別管理を徹底した結果、我が国におけるBSE発生リスクは大きく低減
- 異常プリオンたん白質は植物に移行しない

牛の部位を使用した肥料の規制見直し

主な肥料の種類		見直し前	見直し後
SRM(特定危険部位)を含む肥料		×	×
SRM(特定危険部位)を含まない肥料	・ 蒸製骨粉 ・ 骨炭など	○	○
	・ 肉骨粉 ・ 肉かすなど	×	○

- EU等の主要国では、牛肉骨粉等を肥料として利用
- 国際基準(OIEコード)では、牛肉骨粉等の肥料利用に関する制限は課していない

主要国における肥料に関するBSE規制(見直し前)

- **主要国**では、牛由来肉骨粉等を肥料として**利用**
- **日本**では、1000℃以上で灰化した肉骨粉を除き**利用されていない**
- 国際基準(OIEコード)では、牛肉骨粉等の肥料利用に関する制限は課していない

国名	肥料及び肥料原料としての利用	
	牛の骨や肉片など	特定危険部位
アメリカ	○	○
カナダ	○	×
EU	○	×
オーストラリア	○	○
ニュージーランド	○	×
日本	×(※)	×

注: 蒸製骨粉、1000℃以上で灰化した肉骨粉などは利用可

牛の肉骨粉の肥料利用に向けた省令等の改正について

改正の背景

- 牛の肉骨粉は、我が国でのBSEの発生に伴い、平成13年10月以降その製造及び出荷を停止し、焼却処分。
- その後、食品安全委員会に肉骨粉の肥料利用についての評価を諮問し、牛の飼料への誤用・流用を防止する措置が採られることを前提とすれば問題ない旨の答申を平成25年4月に受けた。

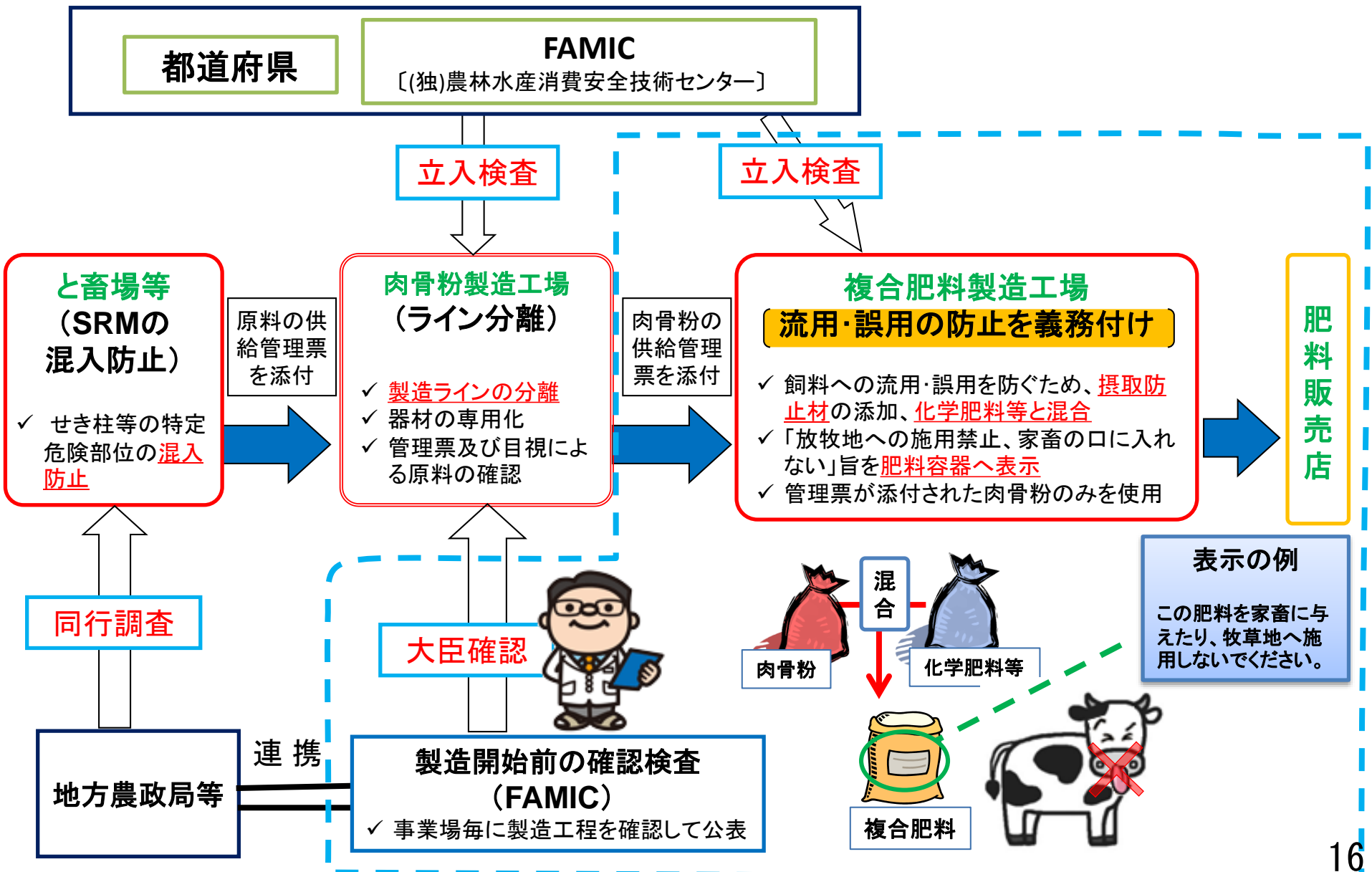


肉骨粉の肥料利用に当たっては、牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置を義務付け

主な改正事項

- **肥料登録の要件の見直し【公定規格(告示)の一部改正】**
 - ① 肉骨粉及びそれを原料とする肥料に**管理措置**を義務付け。
 - ② 肥料原料に使用できない牛の**SRMの範囲**を食品と合わせる。
- **牛への誤用・流用の防止のための管理措置を創設【新規告示】**
 - ① **化学肥料（50 %以上）や摂取防止材の混合**を義務付け。
(注：平成25年度の調査事業から、摂取防止材を指定する予定。)
 - ② ①の措置に代えて、**供給管理票の添付**を義務付けることで、肥料生産業者間に限った肥料原料の流通を認める。
- **肥料容器への表示事項の見直し【表示事項の告示の改正】**
家畜等への**給与**や**牧草地等への施用を禁止**する旨を義務付け。
- **指定配合肥料の見直し【肥料取締法施行規則の一部改正】**
指定配合肥料(※)の原料から、牛の摂取を防止する措置がない肉骨粉を除外。(※：登録肥料のみを配合した肥料。)

牛肉骨粉の肥料利用に当たって導入する管理措置 (図中の破線で囲んだ部分を新たに導入)



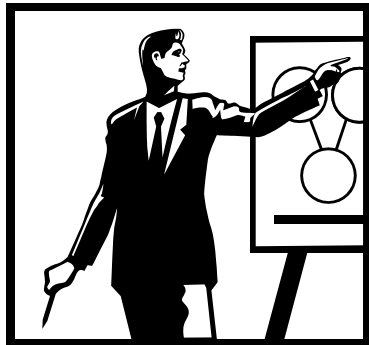
牛の部位を使用した肥料の規制の状況

主な肥料の種類		現行の規制
SRM(特定危険部位)を含む肥料		×
SRM(特定危険部位) を含まない肥料	・ 蒸製骨粉 ・ 骨炭など	○
	・ 肉骨粉	○
	・ 肉かすなど	×

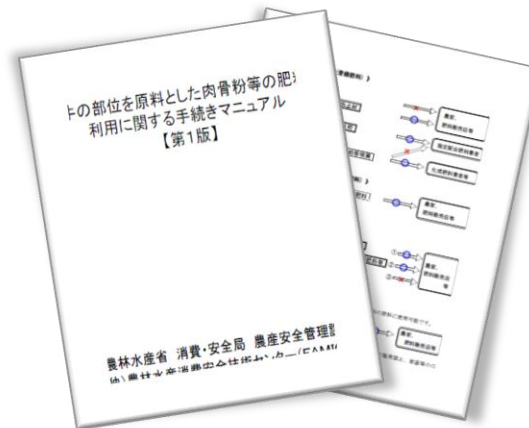
肉骨粉については、牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置を行ったものであること。

肉骨粉の肥料利用のポイント

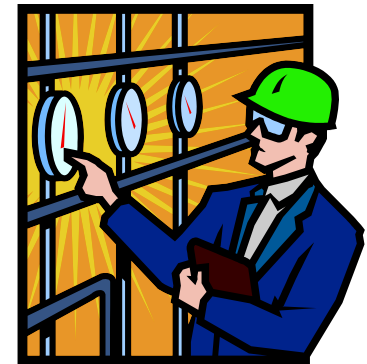
- 未利用の有機質資源を肥料原料として安全に、有効に利用
- 牛への誤用や流用を防ぐ措置の導入とその措置の徹底
- 安心して肥料利用できる環境整備と積極的な情報の提供



関係者向け説明会



マニュアルの整備・配布



国や都道府県による
立入検査